

## 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二百七十八条の次に一条を加える改正規定を削る。

第一条のうち第二百八十一条の二の次に四条を加える改正規定中第二百八十一条の四を次のように改める。

第二百八十一条の四 被告人若しくは弁護士（第四百四十条に規定する弁護士を含む。次条において同

じ。）又はこれらであつた者は、検察官により被告事件の審理の準備のために証拠の閲覧又は謄写の機会を与えられた場合には、当該閲覧又は謄写により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

第一条のうち第二百八十一条の二の次に四条を加える改正規定のうち第二百八十一条の五第一項中「又は被告人」を「若しくは弁護士又はこれら」に、「前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の」を「人の名誉を害し又は対価として財産上の利益その他の利益を得る」に改め、同条第二項を削る。

第一条中第二百八十九条の改正規定及び第二百九十五条の改正規定を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六条の八第一項中「、又は

在席しなくなつたとき」を削り、同条第二項を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の十五第一項中「重要である」を「必要である」に、「場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは」を「場合には、当該開示によつて証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認められる場合を除き」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 開示の請求に係る証拠によつて証明力を判断しようとする特定の検察官請求証拠

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の十六第一項中「意見を」の下に「できる限り」を加える。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の十七第一項中「これを」の下に「できる限り」を加え、同条第二項中「証明予定事実がある」を「証明予定事実を明らかにする」に改める。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の二十第一項中「場合

において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは」を「場合には、当該開示によつて証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認められる場合を除き」に改め、同条第二項第二号中「その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由」を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第二百十六条の二十二第一項中「変更すべき主張を」の下に「できる限り」を加える。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第二百十六条の二十七第二項中「何人にも」を「次項に規定する場合を除き、何人にも」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

裁判所は、被告人又は弁護人から請求があつたときは、前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができる。ただし、検察官が、当該閲覧又は謄写によつて証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認めらるに足りる十分な理由があることを疎明したときは、この限りでない。

第二条のうち第四十四条の改正規定のうち第一項中「六月以下の懲役又は」を削り、第二項第一号中「秘

密（評議の秘密を除く。）を「を」「人の秘密を正当な理由がなく」に改め、同項第二号中「又はその多少の数を」を「（検察審査員の職にあつた者については、自己の意見を除く。）を正当な理由がなく」に改め、同項第三号中「除く。」を「の下に「正当な理由がなく」を加え、第三項を削る。